

大都市における水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 水道料金

(平成25年11月1日現在)

| 都市 | 減 免 対 象 | 減 免 内 容 |
|-------|--|--|
| 京都市 | 減免制度なし | — |
| 札幌市 | 減免制度なし | — |
| 仙台市 | 1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯 | 基本料金 |
| さいたま市 | 1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯 | 口径13mmの基本料金 |
| 東京都 | 1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 特別児童扶養手当受給世帯 4 社会福祉施設 | 1月につき10m ³ までの料金 料金の10% |
| 川崎市 | 1 障害者世帯 2 要介護高齢者世帯 | 基本料金 |
| 横浜市 | 1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護（4及び5）世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯 | 基本料金 |
| 新潟市 | 減免制度なし | — |
| 静岡市 | 減免制度なし | — |
| 浜松市 | 減免制度なし | — |
| 名古屋市 | 1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯 | 専用 705円（各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額） 共用 670円（各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額） |
| 大阪市 | 1 社会福祉施設 | 料金の20%（平成26年3月まで） |
| 堺市 | 減免制度なし | — |
| 神戸市 | 1 社会福祉施設 | 従量料金の20%（一部10%） |
| 岡山市 | 減免制度なし | — |
| 広島市 | 1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設 | 1月につき10m ³ までの料金 |
| 北九州市 | 減免制度なし | — |
| 福岡市 | 減免制度なし | — |
| 熊本市 | 1 福祉的配慮が必要な場合 | 通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量もしくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。 |

(注) 東京都及び政令指定都市（県が主に運営する千葉市、相模原市を除く）計19都市

(2013年11月 上下水道局資料)

(2) 下水道使用料

(平成25年11月1日現在)

| 都市 | 減免対象 | 減免内容 |
|-------|----------------------|--|
| 京都市 | 減免制度なし | — |
| 札幌市 | 減免制度なし | — |
| 仙台市 | 1 生活保護世帯 | 全額 |
| | 2 市民税非課税世帯 | 基本使用料 |
| さいたま市 | 1 生活保護世帯 | 全額 |
| | 2 児童扶養手当受給世帯 | 1月につき10m ³ までの使用料 |
| | 3 市民税非課税世帯 | |
| 千葉市 | 1 生活保護世帯 | 全額 |
| | 2 障害者世帯 | 1月につき10m ³ までの使用料 |
| | 3 要介護(4及び5)世帯(65才以上) | |
| 東京都 | 1 生活保護世帯 | 基本使用料 |
| | 2 児童扶養手当受給世帯 | |
| | 3 特別児童扶養手当受給世帯 | |
| | 4 高齢者世帯 | 使用料の20% |
| | 5 社会福祉施設 | |
| 川崎市 | 1 障害者世帯 | 1月につき10m ³ までの使用料 |
| | 2 要介護(4及び5)世帯(65才以上) | |
| | 3 社会福祉施設 | 使用料の10% |
| | 4 医療施設 | |
| 横浜市 | 1 生活保護ひとり親世帯 | 基本使用料 |
| | 2 障害者世帯 | |
| | 3 要介護(4及び5)世帯 | |
| | 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 | |
| | 5 特別児童扶養手当受給世帯 | |
| 相模原市 | 1 生活保護世帯 | 全額 |
| | 2 障害者世帯 | 基本使用料 |
| | 3 要介護(4及び5)世帯 | |
| 新潟市 | 1 生活保護世帯 | 全額(平成22年7月1日廃止, ※合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続) |
| 静岡市 | 1 生活保護世帯 | 基本使用料 |
| 浜松市 | 1 生活保護世帯 | 基本使用料 |
| 名古屋市 | 1 生活保護世帯 | 専用 基本使用料 共用 1月につき10m ³ までの使用料 |
| | 2 高齢者世帯 | |
| | 3 障害者世帯 | |
| | 4 児童扶養手当受給世帯 | |
| | 5 障害児世帯 | |
| 大阪市 | 1 社会福祉施設 | 使用料の20%(平成26年3月まで) |
| 堺市 | 減免制度なし | — |
| 神戸市 | 1 社会福祉施設 | 全額 |
| 岡山市 | 減免制度なし | — |
| 広島市 | 1 生活保護世帯 | 1月につき10m ³ までの使用料 |
| | 2 障害者世帯 | |
| | 3 寝たきり老人等世帯 | |
| | 4 ひとり親世帯 | |
| | 5 社会福祉施設 | |
| 北九州市 | 1 生活保護世帯 | 基本使用料 |
| 福岡市 | 1 生活保護世帯 | 全額 |
| 熊本市 | 1 福祉的配慮が必要な場合 | 通常の使用料の数倍の使用料であり, かつ, 使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に, 前年同期水量もしくは平均水量等のうち, 最も妥当と認めるもの。 |

(注) 東京都及び政令指定都市計21都市

(2013年11月 上下水道局資料)

営業所別停水予告・停水処分について（平成24年度）

（単位：件）

| 営業所 \ 項目 | 停 水 予 告 | 停 水 処 分 |
|----------|---------|---------|
| 東 山 | 837 | 129 |
| 山 科 | 4,245 | 957 |
| 北 | 1,987 | 421 |
| 丸太町 | 1,509 | 236 |
| 右 京 | 3,623 | 326 |
| 西 京 | 2,350 | 212 |
| 左 京 | 2,887 | 367 |
| 九 条 | 2,815 | 452 |
| 伏 見 | 4,567 | 650 |
| 合 計 | 24,820 | 3,750 |

（2013年11月 上下水道局資料）

営業所別鉛製給水管取替状況について

(単位：件)

| 営業所別 | 道路部分における取替件数 (平成24年度) | | | 道路部分における鉛管残存率 (%) (24年度末) |
|------|-----------------------|-------|-------|---------------------------|
| | 単独取替 | 漏水修繕等 | 計 | |
| 東山 | 455 | 125 | 580 | 15.1 |
| 山科 | 1,433 | 581 | 2,014 | 15.0 |
| 北 | 1,681 | 567 | 2,248 | 18.1 |
| 丸太町 | 1,149 | 486 | 1,635 | 15.2 |
| 右京 | 1,605 | 692 | 2,297 | 15.6 |
| 西京 | 1,042 | 368 | 1,410 | 14.8 |
| 左京 | 1,478 | 469 | 1,947 | 16.7 |
| 九条 | 1,950 | 738 | 2,688 | 20.6 |
| 伏見 | 2,244 | 732 | 2,976 | 19.4 |

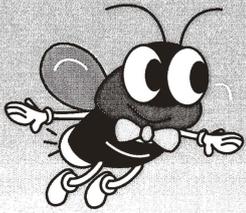
(2013年11月 上下水道局資料)

鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績

| 年度 | 助成件数 | 助成金額 (千円) |
|----|------|-----------|
| 19 | 20 | 893 |
| 20 | 40 | 1,714 |
| 21 | 45 | 2,088 |
| 22 | 80 | 3,133 |
| 23 | 78 | 3,269 |
| 24 | 58 | 2,549 |

(注) 助成金制度は平成19年6月から実施

(2013年11月 上下水道局資料)

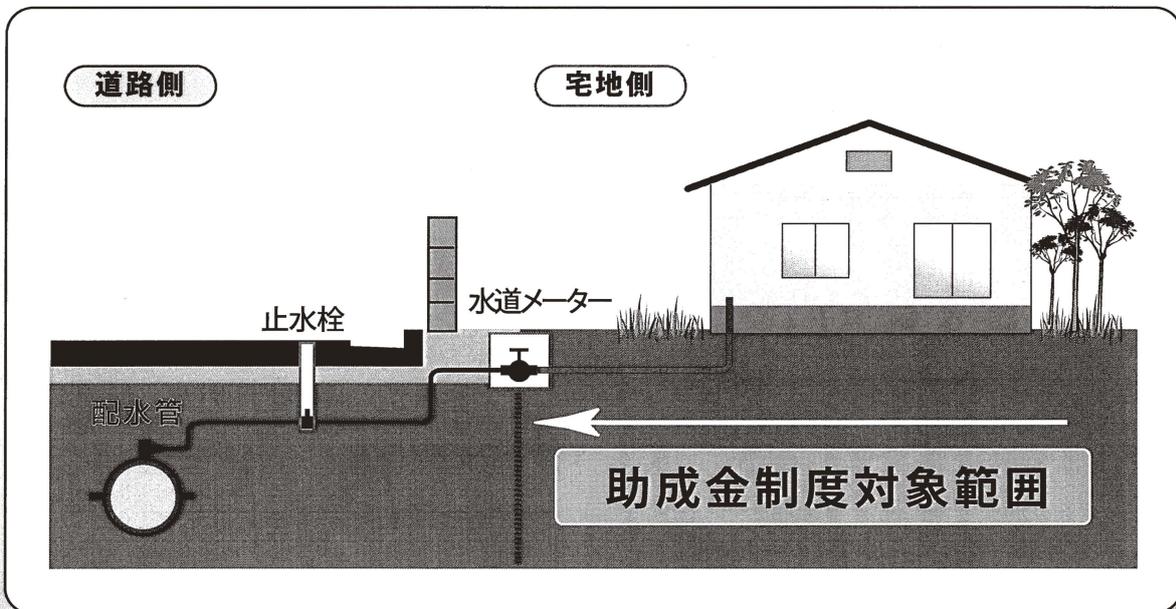


京都市上下水道局
マスコットキャラクター
遼都(すみと)くん

鉛製給水管 取替工事助成金制度

鉛製給水管取替工事助成金制度って何？

宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む）を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。



- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
- 内容 所有者が、宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事をするとき。
- 助成額 対象となる工事費（消費税及び地方消費税込み）の2分の1です。
ただし、上限5万円が限度額となります。
- 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで

※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の営業所（裏面参照）へご確認をお願いします。



京の水をあすへつなぐ 京都市上下水道局

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績（H17～H25）等について

(1) 雨水貯留施設設置助成金制度の利用実績

| | 事前相談 (件) | 申 請 (件) | 助成金額 (千円) |
|----------|-------------|------------|--------------|
| 平成 17 年度 | 106 | 72 | 1,584 |
| 平成 18 年度 | 110 | 58 | 1,182 |
| 平成 19 年度 | 120 | 72 | 1,487 |
| 平成 20 年度 | 179 | 95 | 1,686 |
| 平成 21 年度 | 230 | 138 | 2,571 |
| 平成 22 年度 | 252 | 156 | 2,945 |
| 平成 23 年度 | 224 | 146 | 2,538 |
| 平成 24 年度 | 182 | 133 | 2,351 |
| 平成 25 年度 | 144 | 78 | 1,461 |

平成 25 年 11 月 25 日現在

(2) 雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績

| | 技術協議 (件) | 申 請 (件) | 設 置 数 (基) | 助成金額 (千円) |
|----------|-------------|------------|--------------|--------------|
| 平成 23 年度 | 2 | 1 | 2 | 20 |
| 平成 24 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 25 年度 | 1 | 1 | 4 | 100 |

平成 25 年 11 月 25 日現在

(3) 昨年度までの取組と今年度の新たな取組

- ・ 雨水浸透ます 1 基の助成額を 1 万円から 2 万 5 千円へ増額するとともに、助成の限度額を 3 万 5 千円から 10 万円へ増額
- ・ 雨水浸透ます設置に係る技術協議の対象をこれまでの京都市指定下水道工事業者に加え、住宅メーカー、設計事務所等にも拡大
- ・ 区役所をはじめとした関係部署へのリーフレットの配架に加え、配架箇所の担当者に制度内容を説明するとともに造園組合、住宅展示場等、リーフレット配架箇所を拡大
- ・ ホームページ、市民しんぶんへの掲載に加え、京 安心すまいセンター発行の情報誌「安すま☆通信」に助成制度を掲載
- ・ 「平成の京町家」モデル住宅展示場内における雨水貯留施設、雨水浸透ますのモデル設置に加え、鳥羽水環境保全センター一般公開等での雨水浸透ますの模型展示及び説明

(2013 年 11 月 上下水道局資料)

雨水貯留施設設置助成金制度について

～浸水被害の減少に役立つだけでなく、庭の水やり・打ち水にも使えます！～

近年、局地的な集中豪雨の増加や緑地の減少等の影響により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」が多発しています。

京都市では、市街地への雨水の流出を減少させるとともに、市民の皆様に雨水の有効活用を図っていただくため、「雨水貯留施設」を設置する方を対象とした助成制度を設けています。

1 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の住宅、事業所等（展示、販売目的のものを除く。）に、雨水貯留施設を設置される方

雨水貯留施設・・・敷地内に降った雨を貯めておくことのできる施設

2 助成金額

雨水貯留施設の購入費用の2分の1（設置工事費、送料、その他手数料等は含まない。）

※限度額 25,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。千円未満切捨て）

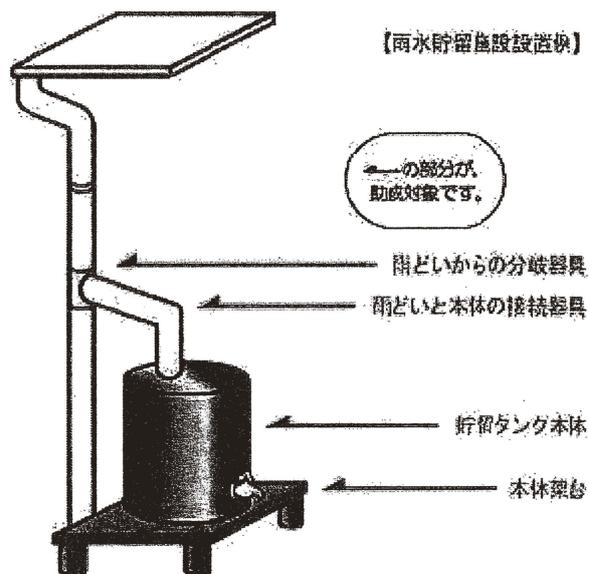
3 対象となる雨水貯留施設

80リットル以上の雨水貯留施設

※1建築物につき1基、1申請者につき1回を限度とします。

4 申込方法

雨水貯留施設を購入する前に、事前相談窓口に来所し、相談していただいたうえで、お渡しする申請書に必要書類を添付してお申込み下さい。（先着順）



【事前相談・申請窓口】

- 1 上下水道局下水道部管理課（上下水道局本庁舎7階）
・電話番号：672 - 7822
- 2 上下水道局お客さま窓口サービスコーナー（上下水道局本庁舎1階）
・電話番号：672 - 7770

（上下水道局ホームページより）

雨水浸透ます設置助成金制度について

～雨に強く浸水のないまちづくりに貢献します！～

より浸水安全度を向上させるためには、浸水時の安全を確保する河川や下水道の整備だけでなく、市民の皆様と協力して、地域全体で雨水を貯留・浸透させる必要があります。

このため京都市では、行政と市民の皆様が一体となって雨水の流出の抑制・地下水の保全を図ることを目的に、「雨水浸透ます」を設置する方を対象とした助成制度を平成 23 年度から実施しています。

1 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の建築物に雨水浸透ますを設置される方

2 助成金額

雨水浸透ます 1 基につき 1 万円（＝雨水浸透ます設置に伴う増額工事費の 1/2 に相当）

※ 申請 1 件当たりの上限は 3 万 5 千円

3 助成対象

本市が定めた「雨水浸透ます設置基準（注）」を満たし、京都市指定下水道工事業者が設置する雨水浸透ます。

4 申込方法

雨水浸透ますを設置する前に技術協議が行われていることが助成の条件となりますので、申請をされる方には、工事を依頼される京都市指定下水道工事業者に対し上下水道局と技術協議を行うよう依頼していただきます。そのうえで、設置工事の完了後、申請書に必要書類を添付してお申し込みいただきます。（先着順）

【技術協議・申込窓口】

京都市上下水道局下水道部管理課（上下水道局本庁舎 7 階）

電話番号：672－7822

（上下水道局ホームページより）

